

支部ニュース

2020年5月 No.558

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 新型コロナウイルス問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之 1
 - ※「人権が保障されてこそ感染拡大を防止できる
～今こそ、緊急事態条項の危険性を広げたい」・・・・・・・・白神優理子 1
 - ※外出自粛要請に伴う警察の「声かけ」について情報をお寄せください！！・・久保木太一 3
- 東京都知事選挙の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・黒岩哲彦 4
- さらに広がる差別根絶のための自治体の取り組み
～全会一致で狛江市人権条例成立・・・・・・・・・・・・・・・・金 竜介 6
- 退任・新任の挨拶
 - ※支部長の退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・小部正治 7
 - ※事務局次長新任の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・倉重 都 7
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・古藤由佳 9
- 4月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

5・16コロナ問題緊急労働相談ホットライン

にご協力下さい♪～全労連が呼びかけ～

日時：5月16日（土）10時～17時（予定）

場所：ラパスホール（東京労働会館7階）

新型コロナウイルス問題

事務局長 中川 勝之

2月21日15人、109人、22日27人、136人。それぞれ、団支部総会が行われた時点での国内の新型コロナの新規感染者数、感染者総数でした（スマニューによる）。その後の国内外での状況はご承知のとおりです。この問題は、私たち自身も含めて様々な影響を及ぼし、諸活動の取り組み方法としては従前とは相当異なるものが求められています。ただ、白神団員が述べるとおり、その取り組みの視点自体は変わることがないでしょう。お互いに健康に留意しつつ、情勢をつかみ、相談等に乗る、既存の施策を活用しつつ、旺盛に改善、要求等の声をあげましょう。団支部執行部も微力ながら奮闘します。

「人権が保障されてこそ感染拡大を防止できる ～今こそ、緊急事態条項の危険性を広げたい」

八王子合同法律事務所 白神 優理子

1. みずから自由を手放す動き

まさかこんなことにまでなると思いませんでした。

地元八王子ではずっと、「NO WAR 八王子アクション」という取り組みが野党と市民の共同で行われてきました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、スタンディングアクションにしようということになりました。それでも、「政治に対して批判の行動をするだけで“非国民、と攻撃される」と、仲間は肩を落とします。

産経新聞 4/14 朝刊は「緊急事態条項 理解広がる 65%賛意」との見出しで「緊急事態宣言は人の移動を強制的に止めることができず、効力の限界を指摘する声がある。他国並みの権限行使を可能とすべく、憲法への緊急事態条項新設にスポットライトが当たりつつある理由はここにありそうだ。」と、緊急事態宣言を歓迎した圧倒的多数の世論に便乗して改憲を煽っています。

布マスク二枚で補償に踏み出さない、PCR 検査体制の確立にも動こうとしないという政府の愚策のせいであるのに、感染拡大への恐怖心から人々がみずから権利を手放していこうとする姿に恐怖心を感じています。

恐怖心につけこんで、為政者が強大な権力を握り独裁を作り出していくということが何度も行われてきたということは、歴史の知識としては知っていましたが、現実に見ることとなり危機感を募らせています。

だからこそ今、人権・民主主義を奪わせることの危険性と、人権保障こそが感染拡大を防止する有効な手段だという声を広げたいと強く感じています。

このような問題意識から、週刊金曜日から依頼を受けて文章を作りました。以下はその要約です。八王子では、引き続きスタンディングアクションなどの形で諦めずに声を広げたいと決意を固めています。さらにみなさんと、様々な取り組みにどんどん挑戦したいと思います。

2. 自己責任での自粛要請に限界

補償がないまま次々と出される自粛要請。営業が成り立たないとの悲鳴、内定取り消しや解雇、給料の半減など、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な生活を営む権利」（生存権）が危機に瀕している。

誰もが感染拡大を防ぎたいと思いつつも、生きていくためには生活の糧が必要である。補償がないままでは仕事をせざるを得ないため、緊急事態宣言発令後もマスク姿で通勤する人々も後を絶たない。自粛と補償は一体でなければ実効性がないのだ。

ところが、国民の間では混乱と不安の中で緊急事態宣言を求める声が大多数となっている。ちょっと待ってほしい。

いま必要なことは、一刻も早く自粛に伴う損失についての「万全の対策予算」を講じて感染を拡大させないために誰もが安心して家にとどまることができるようにすること、医療体制を確立・整備し、マスクや衛生用品など必要な物資を支給することだ。

また、ここまで感染が広がった背景には、保健所や病院を削減し、国立感染症研究所の人員や予算を削減してきた政府の方針の誤りがある。このような政策の転換こそが求められている。

感染症対策に最も有効なのは人権を保障することであり、その制限ではない。

3. 緊急事態宣言と私たちが失った自由

集会の自由・政治活動の自由・移動の自由・学ぶ権利など、今私たちが自粛要請によって制限されている権利は、いずれも歴史上やっとなんが勝ち取ったものである。「いついかなる時もこの権利を奪ってはならない」と、国に命令しているのが日本国憲法である。やむを得ない事情で制限する時も必要最小限でなければならない。

「今、自粛のために手放している私たちの自由は、本当は奪ってはいけないものだ」ということ、「それは最小限にしなければ危険だ」ということを忘れないようにしたい。国が、これに乗じてさらに自由を制限する動きを作るなどをもってのほかである。

4. 緊急事態条項は大変危険なもの

(1) 危機に便乗／独裁国家を可能とするシステム

しかし自民党は緊急事態条項創設を内容とする改憲を呼びかけている。

もともと意図しており、国民が選挙を通して「改憲を望まない」と明らかにしていたものを、今あえてコロナ対策に絡めて持ち出す行為は、「国民の不安に乗じた」ものだと言わざるを得ない。

そして、自民党の条項案には、時期・使用範囲・理由や根拠など一切の歯止めがない。「いつでも」「法律で定めさえすればどんな理由でも」「あらゆる事項について」人権制限することが可能となる。

集会やデモを禁止にすることも、政府に対して批判的な番組や新聞社などメディアを潰すことも、都合が悪い言論・出版物を禁止にすることも、気に入らない政党を禁止にすることも、政府に批判的な団体やグループ・組合などを解散させることも、気に入らない人物を令状なしに逮捕することも、国民から財産を奪うことだって可能である。「独裁国家」を作ることができるのだ。

(2) そもそも緊急事態条項は「人間」を守るものではない

憲法学者の芦部信喜氏による説明でも、「平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が『国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常事態措置をとる権限』とある。人々を守るためのシステムではない。

(3) 歴史上の使われ方

実際に緊急事態条項はナチスドイツにおいて「ヒトラー独裁」を作った。少数政党だったナチ党は大統領に働きかけ、「緊急令」を出させ、政府を批判する集会・デモ・出版を禁止し、野党議員への連行・逮捕を乱発させた。このような中でナチ党は選挙で大勝して国会を不要とする「授権法」を作り、ナチ党を

唯一の政党として独裁を作り上げたのである。

日本も同様である。大日本帝国憲法下では緊急事態条項を 80 回も乱発し、治安維持法の改悪も「緊急勅令」によって行い軍事独裁を作り上げて、未曾有の被害を生み出したのである。

(4) あえて日本国憲法から外された条項

日本国憲法はあえて緊急事態条項を入れていないのである。

天皇や軍に権力が集中したことによって侵略戦争に突き進み、歴史的な犯罪・虐殺・犠牲を生み出したことへの反省から緊急事態条項を入れず、「立憲主義」を徹底させた。

このことは帝国憲法改正案委員会の議事録にも明記されている。

5. 人権が保障されてこそ、声を上げてこそ、感染拡大は防止できる

専門家の意見も聞かずにマスク 2 枚配布を決め、頑なに自粛に伴う損失補償をしようとしなかった政府も、やっと一律給付を決めた。これは間違いなく「声を上げる人々」がいたから実現したのである。

表現の自由・政治活動の自由が行使されたからこそ、生存権の保障へと一歩進むことができた。このように、人権保障こそが感染拡大防止を実現する。

未知のウイルスに対しては正しい知識を得てこそ有効な対策を立てることができるのだから、正しい情報を知る権利が保障され、その元に報道がなされ、医療体制確立に税金を使い国民の医療を受ける権利が保障され、感染防止のために家にとどまることを可能にする補助が出され、現場を熟知しているその地方が感染予防を行う地方自治が保障されてこそ感染拡大を防止できるのである。

あらゆる自由を奪う緊急事態条項の創設などもってのほかである。

戦争の深い反省から、権力者の手足を徹底して縛り、「国家」ではなく「人間」の尊厳を何よりも大事にする（憲法 13 条）とうたい、その元に数々の人権を保障している日本国憲法こそが、未知の困難に直面している私たちにとっての希望である。

外出自粛要請に伴う警察の「声かけ」について情報をお寄せください！！

事務局次長 久保木 太一

一部報道もされていますが、緊急事態宣言による外出自粛要請を口実にした警察の「声かけ」が行われています。これにより、たとえば、市民が街頭宣伝中に、「近隣から通報を受けた」と警察が複数名来て、街頭宣伝をやめさせようとする事例が発生することが容易に予想されます（それに類似した事例についてはすでに報告もされています）。

今までも職務質問等を根拠とした警察による不当な弾圧が行われてきましたが、今回の外出自粛要請を口実にした「声かけ」は、「不審事由」を口実とできない場合にも、外出をしているという理由だけで市民に対して圧力を掛けられるものであり、より一層の警戒が必要だと言えます。

自由法曹団東京支部では、国民救援会都本部とも連携しつつ、このような外出自粛要請を口実とした警察の「声かけ」を監視する必要があると考え、これに関する、各法律事務所に寄せられた相談事例を集積したいと考えています。

もし「声かけ」について市民からの相談等があり、事例が発覚した場合には、自由法曹団東京支部までご連絡ください！！

東京都知事選挙の取り組み

「市民と野党の共闘実現、小池都政転換 呼びかけ人会議」運営委員会 運営委員 黒岩 哲彦(東京支部支部長)

7月5日投開票の都知事選挙に向けて、浜矩子氏、五十嵐仁氏、永山和利氏の3氏の呼びかけで「市民と野党の共闘実現、小池都政転換 呼びかけ人会議」の取り組みが始まっています。

3月18日には衆議院第2議員会館で市民と野党の共同の取り組みの要請を行いました。申し入れには立憲民主党の長妻昭代表代行、国民民主党の岸本周平選対委員長、日本共産党の小池晃書記局長、社会民主党の中川直人副幹事長、東京生活者ネットの西崎光子共同代表が出席しました。「みなさんの呼びかけは勇気百倍」(長妻)、「この力を都知事選挙に向かう第一歩にする」(岸本)、「都知事選挙は必ず市民の野党の共闘で勝利したい」など勇気を与えられる発言が寄せられました。

呼びかけ人会議の当面の活動の提案は次の通りです。

団員と事務局の皆様には、呼びかけ人に賛同・協力をお願いします。私は7人の呼びかけ人を増やしました。

【呼びかけ人会議の活動の提案(4月14日)】

新型コロナウイルス感染拡大は、深刻で長期化しています。国と東京都は初動に失敗して、感染を広げ、安倍政権は4月7日、緊急事態宣言を発令するに至りました。しかし、医療体制の危機的状況の打開の方向は見えず、業者、国民からは「自粛と補償は一体に」の悲痛な叫びが上がっています。新型コロナウイルスによる危機は、今までの国政、都政の在り方を根本から問い直すことを求めています。

こうしたもとで7月5日投開票の都知事選に向けて、各分野、地域でコロナ対応の困難に負けず、呼びかけ人の拡大やとりくみの意思統一などがとりくまれており、おおいに励まされているところです。

また、多くの方から“呼びかけ人会議”への期待と「今何をすればいいか」との声が寄せられています。そこで運営委員会として呼びかけ人のみなさんに、“今できること、今やること”として以下のことにとりくむことを提案したいと思います。

運営委員のみなさんと意見交換のうえ、発信したいと思います。

- 4月中に呼びかけ人を1,000人に増やすとりくみ
- ① 各分野、地域ごとの具体的取り組みの計画をたてる
- ② メールや電話での声かけ、組織
- 「呼びかけ人会議」のサイトを立ち上げ、SNSによる情報発信を直ちにおこなう。
- ① 自分が見るだけでなく、みんなで拡散
- 「呼びかけ人会議NEWS」の充実と拡散
- 行動が再開できるようになったら、ただちにダッシュできるよう準備
- ① キックオフ集会の開催
- ② 各分野・地域などでのあつまり、宣伝

〃 市民と野党の共闘 〃 で小池都政の転換を

— 呼びかけ —

都民の生活と都政の未来、ひいては日本の将来にも重大な影響をもたらす東京都知事選挙が間近にせまりました。

いま、4年目を迎えた小池都政は安倍政権がすすめる戦争をする国づくり、社会保障の連続的改悪、消費税増税、アベノミクスの推進などと呼応しつつ、保育など若干の分野での対応は見られるものの、大局的にはトリクルダウン政策を柱にすえ、福祉や医療、中小企業対策などの切実な都民要求に背を向ける姿勢をとり、他方、超高層ビルを林立させる石原都政以来の「都市再生」、開発行政を推進してきました。また、オリンピックの見直し、築地市場の存続など都知事選挙にあたって掲げた公約を放棄し、都民の信託を裏切ったことも記憶に新しいところです。

一方、国政、地方政治においては、市民と野党の共闘がおおきく前進しており、東京においても市民と野党の共闘の実現と都民の願いに応える都政への転換が期待されるどころです。

こうしたもとで私たちは、東京での市民と野党の共闘の前進と小池都政の転換をめざして「都政を考える夕べ」を開催。また、幅広い呼びかけ人・賛同人の参集をうけ、呼びかけ人会議を立ちあげとりくみをすすめています。

都政転換を願うみなさん。連帯し共同のたたかいをすすめようではありませんか。

2020年3月

呼びかけ人：浜 矩子（同志社大学大学院教授）

五十嵐仁（法政大学名誉教授）

永山利和（元日本大学教授）

呼びかけ人一同

呼びかけへのご協力をお願い

呼びかけの趣旨にご賛同いただき、また、呼びかけ人に参加いただける方は、以下の項目に☑のうえ、FAXまたはメールをお願いいたします。

呼びかけに賛同し、呼びかけ人に参加します。

呼びかけに賛同します。

お名前 _____ ご住所 _____

電話・携帯 _____ e-mail _____

肩書き・所属団体 _____

送 付 先	呼びかけ人会議運営委員会	FAX 03-5978-5052、TEL 03-5978-4031 e-mail : yobikakenin.tokyo@gmail.com
-------------	--------------	---

広がる差別根絶のための自治体の取り組み ～全会一致で狛江市人権条例成立

台東協同法律事務所 金 竜介

2016年にヘイトスピーチ解消法が施行され、全国の自治体で差別を禁止する取り組みが活発に続いています。

3月26日、狛江市で「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」（狛江市人権尊重基本条例）が成立しました（7月1日施行）。本条例は「何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない」と人権を侵害する行為の禁止を規定しています。狛江市の議員とは東京弁護士会作成の「人種差別撤廃モデル条例案」についての意見交換を活発に行いました。救済措置のほか、子どもへの教育や市長の諮問機関設置、市民活動への人的・財政的支援が盛り込まれており、今後は施策の実効性が課題となるため、これからの弁護士会とのかかわりも重要となります。

狛江市は、激しい差別デモが目立って行われた地域ではなく、排外主義を受ける民族的マイノリティの集住地区というわけでもありません。そのためか狛江市人権尊重基本条例の検討委員会では、「差別の禁止を盛り込んだ条例にして欲しい」「被害者や当事者の声を聞き、被害者が守られ救済される条例をつくって欲しい」という声に対し「被害が深刻になったら考えればいい」という意見もあったといいます。しかし、被害者が出るまでは何もしないというのは、議会や行政の任務の放棄にほかなりません。川崎市の実例から学ぶべき教訓は、制度が何もないために多くの被害者を生んでしまったということです。自分たちの地域では重大な被害はないから条例は不要というのではなく、多くの犠牲をはらって全国の先駆けとなった川崎市に続くことこそが必要なのです。府中市の市議会議員が「人権条例の制定を！」と呼びかけているように今後とも各自治体へも差別禁止条例は広がるはずです。

コロナ禍の中、〈マイノリティの人権にかまっている場合ではない〉との声も聞こえてきそうです。しかし、この時期だからこそ反差別への取り組みはいっそう重要となるに違いありません。

東京支部団員の皆さんの各地域での活動に期待します。

退任・新任の挨拶

支部長退任のご挨拶

東京法律事務所 小部 正治

東京支部支部長を退任してから相当日数たちましたが、改めて要請がありましたので、コロナ問題の渦中ですが「挨拶」を書きました。

3年間の支部長時代に、一番取り組んだことは憲法9条の改悪を許さぬための取り組みです。従来考えられなかった反改憲勢力の結集した「3000万統一署名」は多くの団事務所のご協力をいただいて、長い期間がんばり4万を超えました。街頭宣伝も毎月のように有楽町駅前などで、独自のパンフやジャンパーも作りやりました。

一番楽しかった記憶は、沖縄の基地反対闘争等で辺野古の基地工事（座り込み）現場や高江のヘリパット（座り込み）現場などを若手団員を中心に現地訪問したことです。闘いの現場に身を置くことが重要であることを改めて感じました。

自由法曹団の活動は、日頃の事件活動などを通じた人権侵害や社会的な問題の解決の枠を超えて、看過できない政治や社会的な出来事に対して、いち早く提言・意見を表明し、積極的に活動・行動を、多くの友好団体とともに進めています。そのような姿勢が民主的な社会・政治の発展に少なからず寄与していると確信しています。特に、東京支部は、オリンピックや築地市場問題、道路建設・羽田空港の低空飛行など地域の諸問題、都条例の人権問題など、首都東京の政治に直結した活動も求められています。

一番心配なことは、団本部・団支部の執行部のなり手が大幅に減少していることです。特に、支部の幹事長は40期から50期ぐらいですが、社会的な諸情勢の結果もあってこの世代の団員弁護士が絶対的に少ないこと、少ない弁護士がそれぞれの事務所や弁護団等で中心的役割を果たしていること、さらに弁護士業界の財政的困難な状況で余裕がないことなど悪条件が重なっています。支部執行部から要請がありましたら、いろいろありましても、快く引き受けていただきたいと思います。

また、ここ数年新入団員が大幅に減少して一桁になっており、青法協や労働弁護団等にも多くの若手団員が関与していること、また財政的な側面もあって所属事務所が拒否することもあって、支部事務局次長のなり手も極めて少なくなりました。次長の担当分野の情報収集・分析等や友好団体等との共同など若手団員の弁護士として飛躍のステップに必ずなると思います。声がかかりましたら是非積極的に参加願います。

最後になりますが、長い間ご支援・ご協力ありがとうございました。

事務局次長新任の挨拶

あかしあ法律事務所 倉重 都

71期の倉重都と申します。弁護士1年目はやることなすこと全てが初めてのことで、ただひたすら目の前にあることに目まぐるしく必死に食らいつく日々で、あっという間に1年が経ちました。

2年目に突入した頃、突然、自由法曹団東京支部からお手紙が届きました。開封してみると、事務局次長就任の「赤紙」でした。弁護士の通常業務すら半人前の私なんか引き受けて良いものか、悩みましたが、これは大きなチャンスと思い、未熟者ながら事務局次長をさせていただくことを決断いたしました。また、折しも現在は、新型コロナウイルスの影響で、社会的弱者が文字通り生きるか死ぬかの窮地に追い込まれています。

私は、私自身が長い間、会社に雇われた末端の労働者だったことから、仕事がなくなると、即、生活が破綻してしまうという切実な状況は、実体験としてとてもよくわかります。これを何とかしようとして先頭に立つのはまさに自由法曹団の弁護士の役目ですし、このような時期に事務局次長ができることは願ってもないこと



と思います。前回の支部ニュースで、高橋寛事務局次長が就任の挨拶で、ソフトボール大会の決行を目標に掲げていましたが、この気持ちは私も同じで、ソフトボール大会の開催時期には、このコロナの影響が少しでも収まって、元気よく開催できることを願っております。

話しの方向を変えます。私は、僭越ながら、自由法曹団の内部や自由法曹団の団員も、もっとジェンダーの解消の視点を持っていただきたいと思っています。ジェンダーの維持は天皇制の維持と同義です。社会や家庭の中での性役割の固定は、そのコミュニティの中で、ミニ天皇制を敷いていることです。私がロースクール生や司法修習生の頃、自由法曹団の弁護士の複数の方々との食事会がよくありまして、ある食事会では、弁護士同士の30代のご夫妻もいらっしやっていました。その際、60代の団員弁護士が、その妻の方に「おい、ちゃんとメシ作ってやってんのか？作らんとダメだぞ」などと言ったのです。さらに、LGBTの話題が出たときには「ちょっと理解できない」と言いました。私は、非常にびっくりして、耳を伺いました。ああ、自由法曹団でも、こういう感じなのだ、大きなショックを受けました。

また、自由法曹団とは直接関係ないですが、巷でよく聞く言葉で、うまい表現だなと思った言葉があります。それは「共産党、家に帰れば、天皇制」という言葉です。これは、外では、戦争反対、米軍基地廃絶、核の廃絶、個人の尊厳、平和、労働者保護などという憲法を声高々に叫びながら、自分は自宅に帰ると、妻に偉そうにしていたり、家事育児をしようとしなかったりする人々を、皮肉った言葉です。私は、このように言われてしまうような方は、(いくらご本人が外で、「憲法を守れ」「九条守れ」などと言っていようと)残念ながら憲法の内容を表面でしか理解できておらず、本当の意味では憲法をまるで理解していない人だと思っています。自分の都合の良いときだけ、都合の良い部分だけ、憲法を引っ張ってくるのはダメなのです。「団事務所、内部のルールは、独裁制」「団弁護士、家に帰れば、家父長制」などと言われないように、少しでも改善することに関わることができたら幸いです。また、前回の支部ニュースで、金竜介幹事長が、同じ趣旨のことをおっしゃってらしたのがとても嬉しいです。任期中、どれだけのことのできるかわかりませんが、精一杯活動していきたいと思っています。皆様、何卒宜しくお願い致します。

新人紹介

弁護士法人・響 古藤 由佳

私が弁護士を志したきっかけは、ある判例を読んだことです。

高校時代までの私は、法律の世界に対して何となく冷たいイメージを持っていました。テレビや新聞で有名事件の判決が報道され、一般的な国民感情と裁判所の感覚が乖離している、等という意見を聞く機会があったためかもしれませんが、どんなに苦しみを訴えても、冷静に突っぱねられてしまうような印象があったのを覚えています。

しかしながら、ある時、法律が社会に与える影響の大きさに驚かされる出来事がありました。平成18年頃、飲酒運転で幼児が死亡するなどの痛ましい事件が多くあり、社会的に飲酒運転の厳罰化を求める声が多く上がっていました。その声を受けて、平成19年、道路交通法の改正により飲酒運転に対する罰則が厳罰化されると、その直後に飲酒運転の発生件数が目に見えて激減したのです。法律が社会に与える影響力の大きさに驚くとともに、法律が自分の生活にも深く関わるものであることを実感しました。

その後、大学では開発学を学んでいたため、日本の法律に触れる機会はありませんでしたが、大学の卒論作成のために文献調査を行う過程で、ある判例と出会いました。

私は、卒論のテーマとして代理母制度を日本に導入することの是非を検討し、その中で、生殖補助医療に関する判例・裁判例の調査を行っていました。その中に、保存された男性の精子を用いて、その男性の死後に人工生殖により女性が懐胎し出産した子について、その子がその男性の子であることについて死後認知を求める訴訟（最判平成18年9月4日。民集60巻7号2563頁）がありました。この訴訟は、最終的には請求棄却という結論に至るものの、裁判官が、補足意見等の中で、子の福祉という観点のみならず、父親を亡くした子どもの思い、夫を亡くした妻の思いにも深い配慮を示していました。このことに私は大変感激し、「ひとつ判決を出すためにこんなにも悩みを見せてくれるのか。」と感じたのを今でも覚えています。

このようにして、当初、冷たく感じていた法律が誰かに寄り添うためにあることを感じて、法律の世界に興味を持つにいたりしました。そして私も、自分の大切な家族や友人のように身近な人が困ったときに力になりたい、寄り添える存在でありたい、と考えて、実務家、特に弁護士を志しました。

私が自由法曹団に入団したのは、現在所属する弁護士法人・響に入所したことがきっかけですが、自由法曹団の総会や勉強会は、様々な人権問題に気づかされる大変良い機会になっています。

現在、日々の業務の中でたくさんのご依頼者様からご相談をお受けしますが、事件の見通しを立てるときには、どうしても類似事件の判例・裁判例の結論に引っ張られてしまいます。しかし、自由法曹団で諸先輩方の体験談を伺うと、「目の前の人を救わなければならない」という思いから、前例のないところに道を切り開いていくことこそが弁護士の職責であると感じさせられます。

道なきところを切り開くための想像力は、多様な意見や価値観に触れることで養われるものだと思います。これからも、様々な立場の方に寄り添うことができるよう、多くの先生方のご意見に触れながら感覚を磨いていきたいと思っています。

4月幹事会議事録

1 国内外の情勢

1 国際情勢

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対する各国の対応
米国、中国、欧州など
- (2) 韓国国会議員総選挙

2 国内情勢

- (1) 緊急事態宣言
- (2) 国会
 - ① 新型コロナウイルス対策
 - ② 検察庁法改正法案
 - ③ 種苗法改正法案
 - ④ 国家戦略特区法改正法案（監視システムによるまちづくりなど）

3 東京都

- ① 新型コロナウイルス対策
- ② 東京都知事選

2 今後の取組と検討事項

1 憲法・平和

- (1) 平和の樹リーフ
- (2) 緊急署名の取り組み
コロナで少し停滞してしまっている。連休明けまではストップか。
- (3) 自衛隊員募集名簿協力問題
23区は何とか集めきる。
- (4) 「安倍9条改憲」阻止の後をどうするか。
2021年度の東京支部の企画検討。
- (5) 「桜を見る会」を追及する法律家の会

2 労働

- (1) 新型コロナウイルスに伴う休職、解雇などに対する対応
東京支部として独自にというよりは本部や労弁と一緒にやっていく。
各事務所ごとに休業対応しているところある。

3 都知事選挙

- (1) 市民と野党の共闘実現、都政転換（呼びかけ人 浜矩子、五十嵐仁、永山和利、小林節）
運営委員：尾林芳匡
- (2) 野党の共闘で都知事選挙を（立憲民主、国民民主、共産、社民、生活者ネットの5党・会派候補者選定中。都立病院を争点にしたい。呼びかけ人会議の1000人の結集に取り組みたい（誰でもなれる）。

4 支部運営

- (1) 情報共有、情報発信の強化
- (2) セクハラ対策PT
- (3) 若手PT
- (4) 団支部MLの運営状況

155人まで増えた、弁護士の方からも呼びかける。

(5) 事務局次長

倉重都団員が就任（あかしあ法律事務所）、自己紹介。

5 幹事会活性化

6 支部ニュース

治安警察問題（警察の声かけ）について、FAXニュースを作る。

7 自由法曹団事務局の状況

全員在宅ワークで誰もいない。電話は転送することになっている。

8 サマーセミナー

次回事務局会議までに各自講師候補を考えてみる。場所取りは今は保留。

全国弁護士グループの先生と職員皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【①】所得補償保険

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の診査に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手軽に補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の補償率等が既知定さむによる就業不能も補償**します。

<月給保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、補償期間1年、保険期間1年、新特約追加選別特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【②】団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の診査に基づく自宅療養も対象
- 所定の補償率等が既知定さむで就業障害も補償**します。 ※最悪の場合
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないうよう物価増税の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<月給保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、新特約追加選別特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満年齢				
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取次代理店>

株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3資本ビル3F
 TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
 (受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(GJNK18-08807、平成30年11月6日)